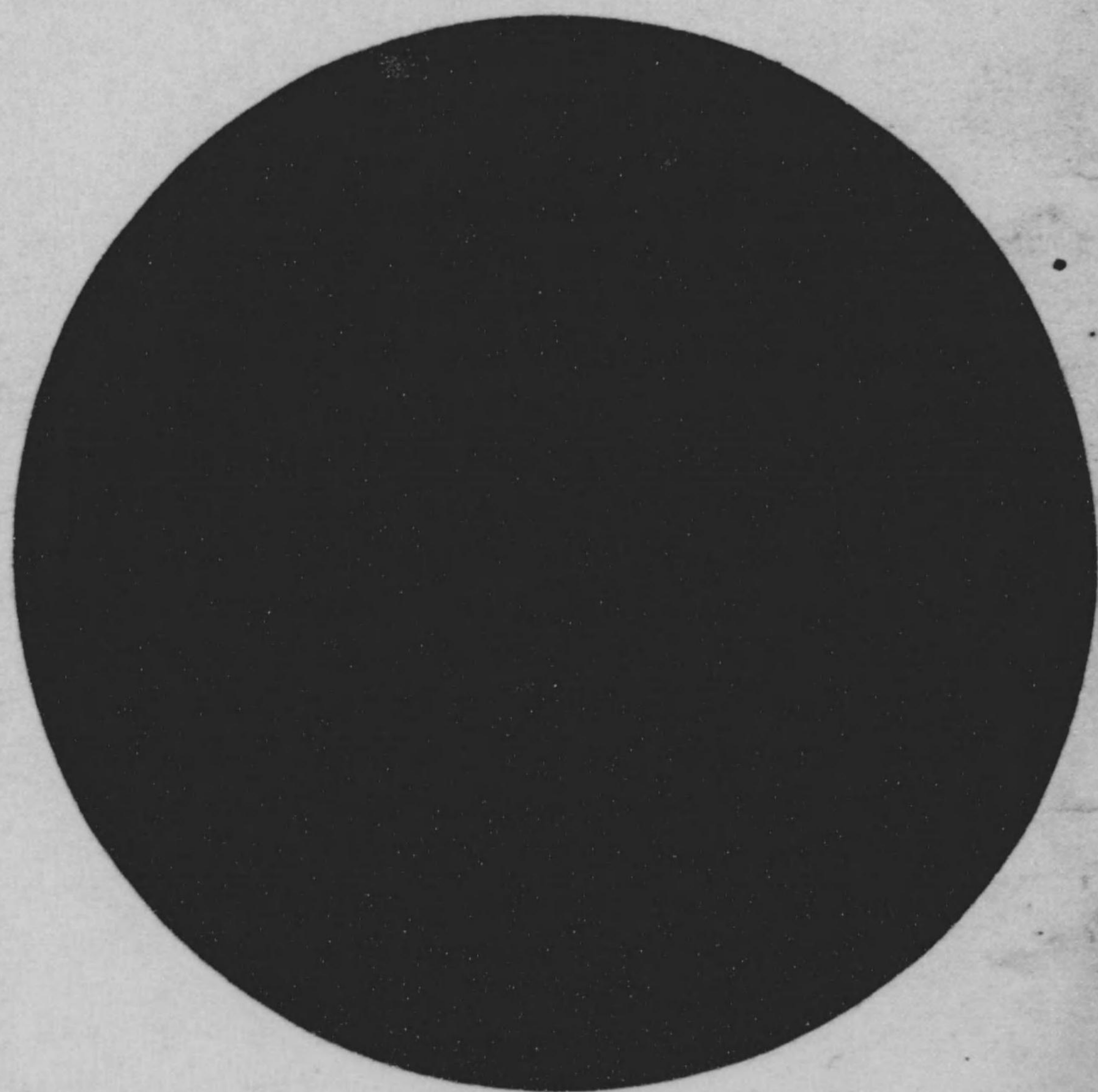


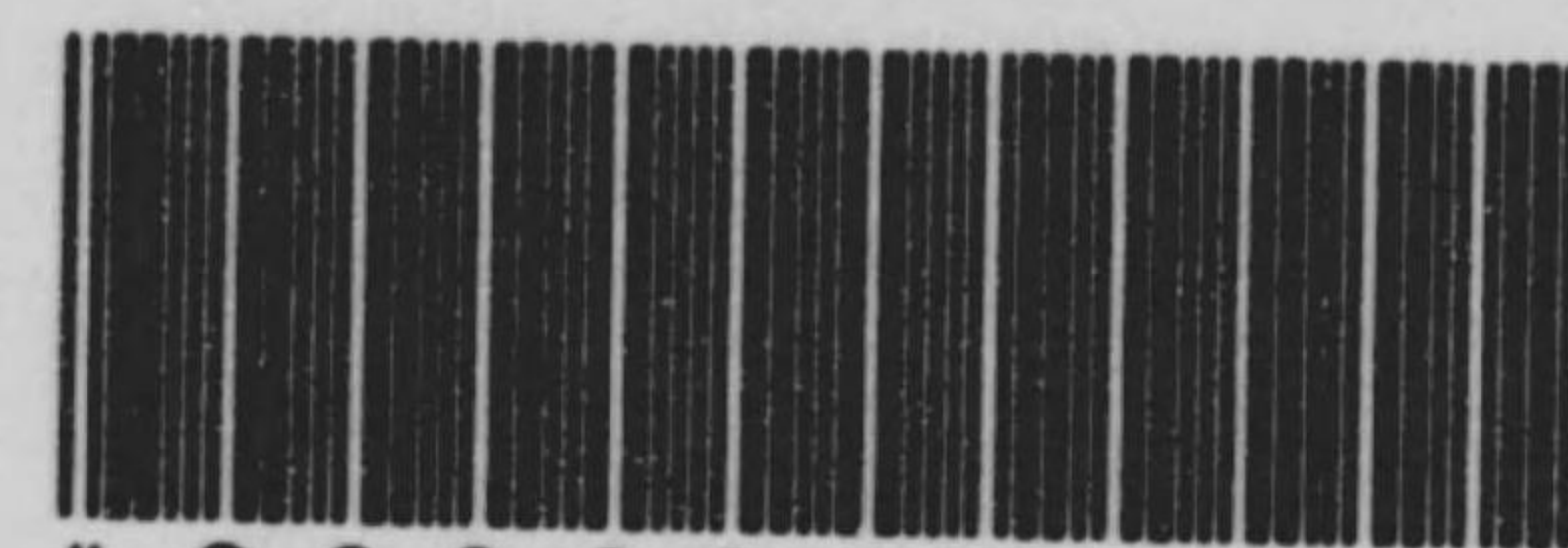
# 正肅舉選

特253

62



署察警賣立中



\* 0006067000 \*

0006067-000

特253-62

選舉肅正

京都府中立売警察署・編

京都府中立売警察署

昭和11

ABE

特253  
62

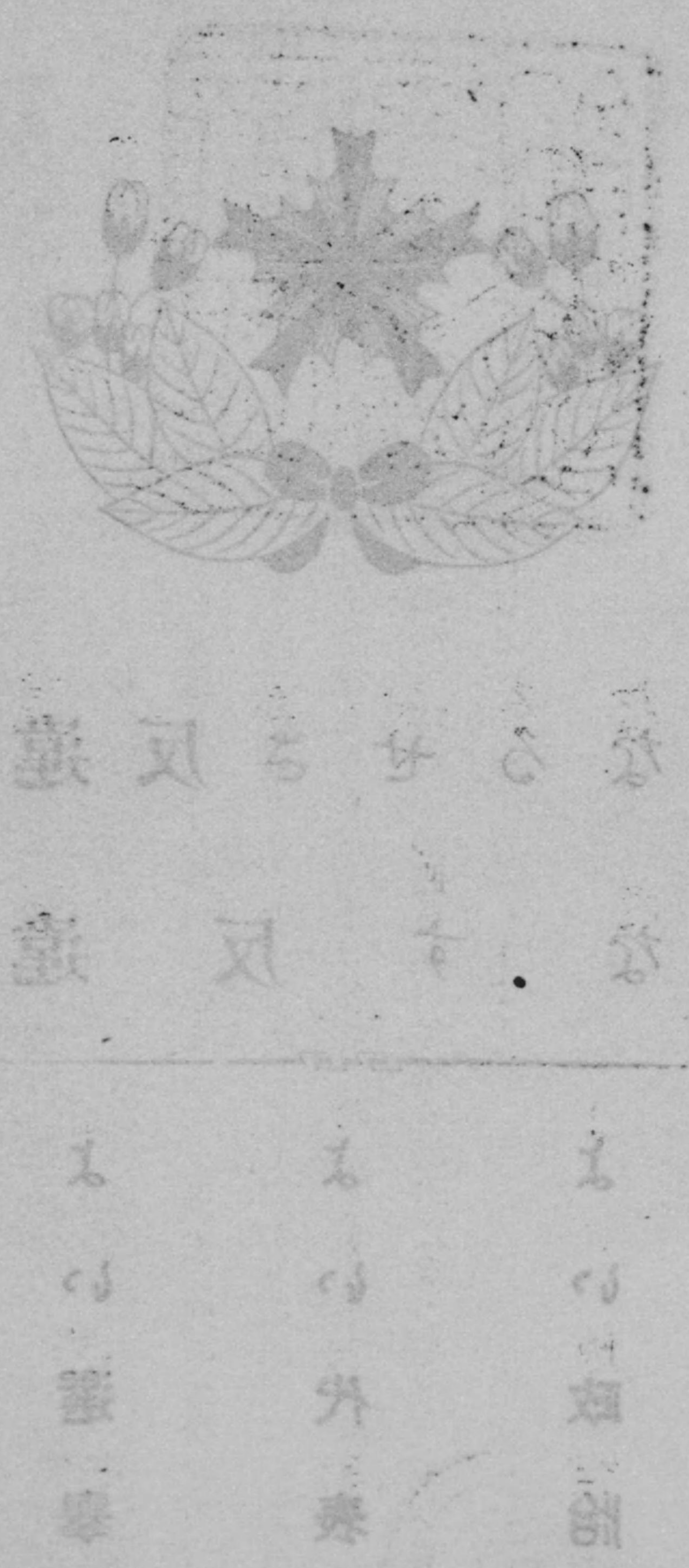


なるせさ反違

な。す反違

---

よ	よ	よ
い	い	い
政	代	選
治	表	舉



序

衆議院議員の總選舉が近々舉行されそうなる雲行だとの評判の最中、去る十二日同志社榮光館で司法大臣小原直閣下を始め前内務次官潮惠之輔氏、前警視總監丸山鶴吉氏が選舉肅正に關して熱辯を振はれましたが、聽衆諸君は悉く感激されました、處が管内の皆様方の中には御都合で此の講演を聴かれなかつた方が御在りだらうと思ひましたから速記でないから充分ではありませぬが簡單に御精神を記録しましたので、各位に贈呈しますから御精讀の上御手紙でも組内の皆様方に此の御講演の精神を御傳へ願つて來る選舉に當つては一人の違反者も眞正清く正しく選舉が行はるゝ事を切望致します。



中立賣警察署長



## 選挙法と選挙肅正

前内務次官 潮 惠之輔  
選挙肅正中央聯盟理事

私は只今御紹介を下さいました潮であります、今日此處で御話することは誠に光榮であります、で御話を申上げる事は選挙法と選挙肅正と題を揚げて居ますが必ずしもくどくどしい講義ではありません選挙法から見た選挙肅正を御話すると言ふのが私の考です後刻小原司法大臣なり丸山鶴吉氏より肅正に就て實質的の御話がありますから私は其の膳立としての御話を進めたいと思ひます。

我國に憲法政治が実施せられて五十年地方自治政治が施かれてから五十年に垂々として居るで之の五十年は相當長い間であるが長い様で短かいものである。

然し選挙の制度を運用する上には五十年短きを憂へないのであります。

中央は勿論地方は言ふ迄もなく所有方面に選挙制度が取入れられて居る此の意味から

申しますと之の五十年は七十年又は百年の價値があるのであります。

それでありますから之だけの進歩を示して居るのである實際に見れば相當な選挙が行はれなければならぬと言ふ事は無理からぬ所でなければならぬ、それにも拘らず今尙選挙界は腐敗墮落して來つゝあるのであります、斯様な状態だから選挙肅正の運動が全國に起つたのであります。

選挙肅正と言ふ事は以前からもしばしば叫ばれて居た事であつて今日に初まつた事ではなく従來から選挙改革が計られて居つたのであります、斯様に考ふるべき誠に古いものではあります尙今日新しい問題であります。

選挙肅正の見方解方は色々な方面があるが各方面に亘つての見方は止めにして選挙法から見た選挙肅正を論じて見ようと思ひます。

抑も選挙の肅正に就ては二つの流れがあつた其の一は立法の手段であつて法規を規定して取締を嚴重にし違反者には罰則を設けて嚴罰に處すると言ふのである。

其の二は凡ゆる教化機關と警察とをして動員政治教育を開始して肅正の目的を達しようとの二つの流れがあつた様であります、此の政治教育に就ては武藤山治氏や後藤新平氏などが始めて居られた様であるが今日迄其の肅正の實を揚げ得なかつた事は遺憾に思

ふのであります。

選挙界の肅正は大正九年以來各内閣が選挙法の改正及改革をしなかつたものはなかつたのであつて其の試案の中には兩院を通過して樞府の試に附せられたものもあつたが實施を見るに至らなかつたのであるが今回遂に普選法が通過して法律として實施せられるに至つたのであります。

大正十年の加藤内閣時代昭和九年の齋藤内閣時代に今日の選挙法案が出されて居たが加藤内閣時代には尙早論として取上げられなかつたのであります、勿論其の間には郡役所の廢止等に伴ひ一部の改正は見ましたが大正昭和を通じて二十年間選挙法肅正時代と言へるのであります。

選挙法中の四大改正が論じられて居ましたが其の中三大改正のみ成立致しまして實施を見るに至つたのであります。

其の改正の重點は選挙権の擴張と選挙界の肅正選挙干渉等が主なるものであつて特に普通選挙法に於て其の色彩が鮮である、納税義務の條件を廢止して多數の人に權利を與へ一部濁つた選挙界に清い人を入れて淨化を計つたのである。

改正選挙法は運動の方法を制限し費用の支出を制限し且つ罰則を緻密にして深くし斯

くして有権者三百萬の中九百萬人を増加し多数の純眞な有権者を入れるで極めて有効たらうとの見込みであつた即ち人數が増加すれば勢ひ買収に手が届かなくなるから有効だと人は云つたが昭和になつて第一次の選挙の結果は減少どころか増加して來たのであつて第二次第三次の選挙でも増加して居るのである。

此の犯罪の多いのは買収であつて偶々善良な人が引懸つて本人も悪いとも思はず平然として居る様な状態である斯様な状況であるから運動費の方も益々膨張して來るのであるそれは其の筈で有権者が四倍にも増加したのだから合法でも費用は増加するのを買収しようとするから益々膨張して來る選挙界に五當三落と言ふ言葉があるが之は五萬圓費用を使へば當選し三萬圓の費用では落選すると言ふのであるが之が追々と多くなつて遂には七當五落に進みつゝあるのであります、此の眞意は私にはよく判りませんが内容は窺ひ知る事が出来るのであります。

從來此の選挙取締に官憲の干渉と云ふ様な事が時折あつて時の政府の選挙を助けた様な事があつたので斯様な事では満足な選挙は出來ないので段々と不平不満の聲が高くなつて來たのであるが之ばかりではなく之の宿弊を一掃せんとする爲には恐るべき思想さえ起つて來たのである。

斯様な宇餘曲折あつて遂に第六十七議會が開かれ改正せられて三つの大きな點に主力を注いで改正し買収は嚴罰し干渉には官憲を處罰し一般には選挙公營等をも實施し斯くて改正法は出來た、私は之に依つて期待したのであつたが然し結果は法の期待に反したのであつた改正法に依つてあの嚴罰主義にも拘らず違反は増加して居る然し肅正の色彩が見えて居る事は確實である昨年の地方選挙の際の違反者一萬三千餘名が問題にされて居る其の中候補者は前々回に比し數倍である。

選挙運動は立候補届出後なるに拘らず届出前に於て運動を爲す者がある之が違反なる事は小學生でも誤ざる所である。

斯様な状態では要するに選挙法に對し期待が多かつたに違ひない従つて有効なものではあるが此れにより安心は出來ない。

そこで考ふるに地方制度にせよ選挙にせよ法は假定のものである地盤の上に建てられたものであるから地固めが堅固でないと建物は危険であると同様に法は建物であるから國民の遵奉心が土臺である選挙肅正も法制を以て進んだが抜空があつた。

國民諸君に國憲を重じ國法に遵ふ思想が徹底して居るや否やが疑はれるのである。元來人間は社會を更生する動物である進歩統制ある生活が即ち國家生活である。此の規律

が行はれなければ肅正は不可能である。如何に選舉法を改正しても遵奉しなければ肅正の目的は達せられないのである。今日集つて居られる皆さんには釋迦に説法かも知れないが一言呈する。

選舉法が何を以て斯くされたかは即ち選舉の肅正と選舉界の革正を斷行する爲であると言ふ事を認識して頂きたい選舉は秘密主義を採つて投票所も投票用紙も隙見など出来ない設備にされ且つ無記名投票が選ばれて居る、そうして此の秘密を破るものに對しては罰則數條が定められてあり投票の自甲防害及費用並に違反すれば罰せられるのである此の目的は憲法政治、自治政治の完成を最終の目的とするのである。

選舉界の腐敗の責任は官憲にもあらう、候補者一般人運動員教育者等にもあらう、互に原因となり結果となり因果は廻り廻つて斯様な状態になつたのである。國民に自ら公正を犯す事があり認識不足であつた當局を批難する様な事は無理である、此の革正は公明な投票に依つてのみ達せられる選舉は代議制度であり民意の代表であつて自治完成を目的とするものである。

選舉に曖昧な態度を取つて後に至つて代議制度を批難するが如きは本末を顛倒し責任轉嫁するものである。

之を正さざれば憲政常道、政界革正、代議制度の確立は不可能と思はれる。

前述の様な違反が行はれては選舉界は金權跋扈の巷と化するのである。

棄權も相當多かつたが之れはいけない棄權者をして云はしむれば適當な候補者がなければ棄權は止むを得ずと云ふ人があるかも知れぬが、選舉は特權でない自分の一票を正しく行使して如何はしい結果を現はしてはならない、斯様にすれば買収、干渉、違反等が出来よう筈はない、棄權は罰せられないからとて又法が禁じて居ないからとて無關心に捨てるべき性質のものではない、法を精神を活かして憲政常道自治制度の確立と言ふ事が選舉法の究極の目的である事を自覺せねばならぬ。私は二十年間選舉法の改正に係しただけに感慨の深いものがある。

先般の地方選舉は官憲の干渉なく費用も少く國民の認識も高かつた。

だが序幕であり皮切りであつたので群市共棄權が多かつた、買収もあり犯罪もあつたが確かに肅正の芽萌えはあつた。

我國民性は堅實を以て知られて居る獨り選舉のみ肅正出來ぬ事はない故に選舉非常時切抜けに努力しなければならぬ最後に國民諸君の協力を望むものである。

以  
上

## 選舉肅正と國民の覺悟

司法大臣 小 原 直

我が國に於て選舉肅正の論議され始めたのは随分古い事であるが今日は既に論議の時代で無く正に實行の時代となつて居ります、歴代の政府も夙に茲に留意して考慮の結果即ち大正十四年に至り彼の普選法を採用制定するに至つたのである。而して當時は朝野を擧げて普選法に期待し且其の目的が達成出来るものと考へたのであります、然るに昭和二年の選舉に續いて同三年は言ふ迄も無く普選法が適用實施されたのであるが其の實蹟たるや從來の選舉に比して其の質と言はず量と言はず益々低下し從來に倍加する犯罪事實を發見するに至つたのであります、普選法の制定當初は全國の有權者約三百萬人でありましたが其の内選舉つ弊害に汚れて居ない者は殆ど無かつた、之を清くし正しくする爲めには例へば汚れた水にはより多量な清水を混入して之を清くする様に普選法に依

つて一千萬人位の未だ嘗て汚れない清き國民に選舉權を與へ依つて普選の肅正を圖らんとしたのであります。

然に拘らず其の弊害たるや、有權者の増加に正比例し増大し惡質犯罪が益々多くなつて來たのであります。斯様な始末で國民の從來期待した處の普選法の結果に對して失望落膽せずには居られないと言ふ状態に立至つたのであります。茲に於て前齋藤内閣は法制審議會の答申に基いて終いに改正選舉法を制定公布するに至り各地に於ては選舉肅正委員會の制度を設けられたのであります。昨秋二府三十四縣の地方選舉は右述べた改正選舉法に基いて行はれ又今春行はるゝ衆議院議員の總選舉は共に改正選舉法に依り實行せらるゝのであります。

國民一般に於ても現下の時局を見て政治を公明に致し諸政を革新して國民生活を安定せしめんとするの意の下に、民間に於ても各種の運動が起り間接的な府縣の選舉肅正委員會と相並んで各町村に。各部落に各々私立の委員會が設けられ又各地に於ては座談會懇談會等が行はれ其の他申し合せ、神社に對する祈願となり終いに國民を擧げての大運動となつた、此の熱烈なる運動に對しては只々涙を以つて感謝する外何物をも有しないのであります。



昨秋の地方議會の實蹟を見るに大體に於て相當の効果を修めたと言つて差支へない、選舉界の情弊は多年の個疾であつて容易に取り除かれるものではありません、此の度は政府は民間の一部に於ても選舉の結果は無駄に終るのではないかと言ふ一種の杞憂もあつたのであります、何是かと言ふに農山漁村並に中小商工業者の疲弊困憊の後であるから此の弱味に付け込んで何如なる手段が講せられるかも知れ無いと言ふ點にありました。然し官民一致の努力に依り此の心配は更に無く希望を生んで熱心で無い者も運動に参加し各政黨に於ても眞面目に熱心に支持、聲援するに至り斯くして其の効果は一層大なるものとなつたのであります、斯くの如くして選舉肅正の聲が益々高くなるや、又一つの問題が起つたのであります。選舉法の規定が嚴重なる結果選舉に明朗性が無い、且之に怖を爲して棄權者が多數出ではしないかと言ふ事で殊に其の聲は政黨方面に甚だしかつた。成程嚴密に失する點もある、然し選舉肅正の目的を以つて法令として規定ある以上法令を無視して不法不當の行動を爲すものを看過する事は絶対に出來ない、又之を看過するなれば選舉の取締を爲す事は絶対に出來無い、此處に警察官吏の苦心があるのであります。中には眞面目に法令の命ずる處に遵ひ自己の職務を遂行せんとする警察官をして非常識であるときへ評するものがある、絶対に無いとは斷言其來無い

が然し乍ら選舉肅正の大目的の爲めには取締る者も亦取締られる者も寛容の精神を以つてせなければならぬのであります。

棄權の問題に就ては先般の實蹟に徴するも好成績とは言ひ得ない京都府は全國の最高と言はれて居る、之は他に何等かの理由があるのではないかと思ふ選舉肅正の爲めに棄權が多くなつても肅正に依つて不正の投票が減すればそれだけ肅正の徹底することゝなり結果より見て幸であります。でありますから棄權増加の聲に怖れて肅正の手を緩めることは斷じて出來ない、辛にして豫て心配した程の棄權もなく効果を修めた事は欣快に堪えない次第であります。先般の選舉には大體に於て成果を挙げた丈けで仔細に見ると未だくゞ足りない點がある。

殊に先般の選舉は地方議會であつて國政に對しては大なる影響はありません、故に政戦も敢て激甚では無かつた事と考へられます、此の意味に於て先般の選舉は政戦の序幕に過ぎずして來るべき選舉こそ政戦の天王山なのであります。折角の肅正が水泡に歸せない様來るべき總選舉にこそ眞に肅正の効果を修むることを期待し眞に公平なる選舉を行はれんことを國民一般に對して切に希望する次第であります。私等の希望を達することなく畫餅に歸せんか選舉界の情弊を除くことは永遠に出來ず且其の目的を達すること

は出来無いのであります。

斯様な曉に於ける國家の前途は如何ふなりましよう、何を措いても選舉肅正の目的は達成せなければなりません、然らば如何なる方法に依れば其の目的が達せらるゝかと言ふに、之には積極的な方法と消極的な方法の二つを擧げることが出来る、積極的な方法とは法律に依り與へられたる選舉權を正しく清く行使する事で小さい時から國民教育で正しく吹込み選舉權を正しく清く行使することに依つて國民に大政に翼賛するのであると言ふことを自覺せしめる。正しき義務である選舉を國家の爲めにするのであると言ふ眞意を以つて爲すなれば初めて其の目的を達成することが出来ることを確信するものであります。消極的な方法とは選舉の各種情弊を取り除くことに依つて清き選舉を行ふことであります。

積極的な方法は急場の間に合はないから勢ひ消極的な方法に依つて肅正の目的を達する外途は無いのであります。選舉界の腐敗は多年の情弊で多數且多様でありますから、其の大なるものを取り除くことが出来れば他は後でも良いのであつて大なるものは何かと言ふに其の第一は官吏の選舉干渉第二に投票の賣買であります。賣買には金錢其の他直接の利害關係を以つて投票を買収するものであります。

官吏の干渉は諸君も知らるゝ通り明治二十五年の干渉が初めてであると言はれて居り爾來、大なり小なり行はれて居たが大正以後になつて大いに之が行はれたと言はれて居ります。大正以後は政府の代る毎に駐在巡查迄取り代した様に聞いて居る。此の影響は實に大なるものであつて國民思想が之に依つて如何に惡化したかと言ふ事も考へらるゝのであります。

近年行政官吏及警察官吏の身分保證令が制定せられた爲めに余り更迭が無い様に思ふ、又近年警察精神作興運動が擡頭して以來警察官の選舉取締に對する態度は大體に於て嚴正公平を失はない、其の一事例として先般の地方選舉に當り警察官告訴問題は僅か一、二件を數ふるのみにして極めて好成績であります。

第二の買収は犯罪の大部分であります。明治時代は余り無かつたのでありますが大正以後は著しく激増して大正六年の選舉に於ては約二萬五千人を數ふるに至り爾來今日迄常に數千人の違反を出者して居ります、何れの時代に於ても殆ど買収犯罪が多數であつて争ふ候補者も所謂法定費用では到底足り無い、其の多數は多くの費用を要し終いには不正取引を爲すに至るのであります。選舉界の言葉に所謂「三ばん」と言ふ言葉がある。曰く第一は地盤、第二は看板、第三は靴と言ふのだをうであります。選舉に地盤を要

することは勿論であり、看板を必要とすることも事實でありましょう、第三の靴と言ふことは中味の金の大小に依つて當落が決せらるゝと言ふのださうであります。斯の如く妙な標語の用ひらるゝのも費用の大なる事を如實に示すものと言つて差支へないのであります。以上の様に選挙に大なる費用を使ふことは公明なる政治を冒瀆し國民精神を悪化せしむる外何物も無いのであります。

例の血盟團事件五、一五事件神兵隊事件等何れも若き青年等が國家の前途を憂へ斯る行動を起したと言ふことであります。斯様に國家の秩序を亂す犯罪の行はれた事情を見るに就ても議會制度を改善して國民精神及國民生活を安定せしめなければならぬのであります。

改正選挙法は費用を軽減すると共に特に買収犯罪及選挙ブローカーの取締りに留意し先ず國民に警告し若し犯罪を犯す者あれば嚴重に處罰すると戒告して居るのでありますから處罰は從來に比して非常に重いのであります。

一般に注意することは今言つた様に改正選挙法の處罰は非常に重い特に買収は選挙ブローカーに對する求刑及體刑が從來より重く現に先般の選挙を見ましても昭和二年の七百四人に對し去年は十二月末現在で一千百九十四人が體刑に處せられて居るのであります。

す。

選挙標語の中に、鍬かセツタかと言ふ言葉があります、選挙前に金を渡すことを鍬と稱へ、期日後で金を渡すことをセツタと言ふのださうであります。苟くも選挙に關して金を渡すと言ふことになれば勿論買収犯が成立するのであります、それが鍬であらふとセツタであらふと、容赦する處はありません。又六ヶ月後の時効に就きましても例へ期日後六ヶ月後でありましても選挙に關して金錢が取引さるゝとせばそれと同時に犯罪が成立するのであります、其の點誤解無き様願ひ度いと思ひます。

我國憲法政治布かれてより最早六十年其の間幾多の重大問題もあつたが兎も角之を切り抜けて一大國威を發揚し國內的にも教育に産業に貿易に著しく發展を遂げて居るのであります、而して國運は相踵いで發展し昨年来より經濟界は著しく好轉し昨年の貿易額は正に五十五億に垂々として居るのであります。斷くの如き國運の發展することは國民の優秀性にも基くものと思ひますが多年教育に力を致し努力した結果が斯くなつたのであらふと思ふのであります。國家總動員の建て前を以つて行へば如何なることも出來無いことではない故に選挙に關してのみ落伍の状態にあると言ふことは無いと確信するのであります。來るべき總選挙こそ最も明朗に行ひ以つて時局を擔當するに足る人物を送り

國政を一新する事こそ國民に課せられた一大緊要事であると確信し如上の意味に於て選舉の肅正が達成せられんことを切望するものであります云々。

以上

## 選舉肅正の眞義

前警視總監  
選舉肅正中央聯盟理事

丸山鶴吉

只今司法大臣閣下は選舉肅正の神様（潮貴議を指す）の後で講演を試むることは材料に困るから僅か二三分の間話して見度いと言はれたが結局一時間以上に亘つてしまつた。其の後で話さなくてはならない私は尙更材料が盡きて全く話が出来無い、であるから自然重復を免れないと思ふが暫く自分の抱懐する所を述べて見度いと前提し。

大正十四年普通選舉法が實施され之で選舉も肅正され良くなるだらうと思つたが之も豫期に反して其の後選舉界は益々腐敗した。普通選舉法實施當時之に對しては可成り反對の聲があつた、所謂時期尙早論と又一方我日本帝國個有の美風たる家族制度の破壊である戸主に選舉權を與へることは良いが其の家族に迄之を與へることは良くないと言ふ説が盛んに唱へられたが自分は當時即時斷行論者の一人であつた。當時相當教育を受けて社會情勢を知悉し且相當の識見を持つ者が選舉權を得ることは何等の不都合も無く寧ろ

當然で財産あり戸主でありさへすれば有権者となり得ると言ふことは不合理だと考へた。普選を実施すれば少く共墮落せる選舉界丈けでも淨化されると期待したのである、之に依り相當有権者も多くなるから買収や情實は事實上出來無いと思ひ、辯論文書に依つてのみ得票を得ることになると思つた。

候補者が大衆の前に堂々と自己の主義政策を訴へることは兎も角選舉界の肅正には役立つことゝ期待したのであつたが然し昭和三年普選布かれてよりの第一回總選舉に於ては見事吾々の期待は裏切られ失望落膽のどん底につき落された。言論戰の盛んになつたと言ふことはせめてもの「どりゑ」であつたが之とても徒らに反對黨の上げ足取りに終始するの欠點が見られた。甚だしきは所謂泣き落とし戰術を用ひ、叩頭百拜して見るに見られぬ醜體すら億面も無く演ずる者が出て來た。而して選舉界の腐敗は年と共に累積し結局従前と何等變ること無き状態となり、あまつさへ五十票百票と束の賣買さへ行はれる様になり益々弊害を加重して來た。斯る状態に鑑み濱口内閣當時選舉法改正審議會が設置され法の改正其の他に努められたが之とても余り眞劍で無く「所謂勝てば官軍敗れば賊軍」を肯定すると言ふ何等期待さるべき意見が纏らなかつた。其の後若槻内閣でも同様懸け聲ばかりで出來ず犬養内閣の成立に及んだが、當時犬養さんは新聞記者團との

會見に於て斯様な事を話された。即ち「日本で現在一番困ることは選舉に金を使ふと言ふことである、今の中、之を改めなければ將來恐るべき結果を招來する。恐るべき事態が発生する」と力強く話された。自分は此の話をされた犬養さんを眞に政治の裏の裏迄見抜いた偉大なる政治家と思ふと同時に選舉法改正の爲め眞劍なる努力を懇望した書信を送つたことを記憶してゐる。

果せる哉此の恐るべき結果が彼の五、一五事件として現れ犬養首相自ら其の手に斃れた、斯くの如く選舉法の改正も肝心の要點を骨抜きされてしまふ。吾々は此の一方法として比例代表の制を建築したが容れられず其の後之と同様候補者連座規定制定の徹底を強調した運動員の買収した得票に依つて當選した者を失格せしむることにすれば幾分でも買収が減ると思つた。「先生の爲めなら監獄入りも敢て辭せない」と言ふ連中の多い現在此の規定の徹底でも圖らなければ之等の買収行爲は匡正さるべくも無いのである。此の意味に於て今回選舉法の改正に際して此の連座規定制定に相當力を入れたが結果は余り香しくなく、多少之を加味されたと言ふ程度の極めて不徹底のものであつた。もふ一つの方法は所謂混合開票の制度である、現在の制度に依れば束で賣買することの清算が出來るが混合開票にすれば此の清算が出來得ないから結局束の賣買が危険で出來なくなる

と思ふ、何れにせよ現行法には未だ／＼抜け道がいくらも發見される。世界一の理想選舉國英國も百年以前は矢張り日本現在の選舉と何等變る所は無かつた。其の後選舉に對する國民自覺の氣運が猛然として湧き現在の如き理想選舉國となつたものである、が然し英國と雖も當時は随分苛酷な取締法令を制定し連座規定の如きも使用せる子供の事柄迄、候補者に其の累を及ぼしたものである。選舉期間中、運動員が他の犯罪を犯してさへ候補者は失格した。斯の如き嚴重なる法規を制定した英國當時の選舉界は少しも萎縮しなかつた。此の點より考へても改正法は骨抜きのものであり満足出來無い。選舉に馬鹿に金を使ふと言ふこと所謂「五當三落」と言ふ結果さへ公然と唱へらるゝことは忌はしい限りである。

最近の代議士選舉は尠く共七、八萬圓位の金は使ふ、三萬圓程度では無論當選出來無いことに相場が決つてゐる。府縣市會議員選舉又然りで甚だしきは村會議員選舉にさへ五百なり六百の金を使ふと言ふ状態である。斯る状態であるから非常な立派な人格者でも金が無ければ出られない。之に反し人格劣等な人物でも金さへばら撒けば當選出來得ると言ふ。一も二も金が物を言ふと言ふ現在の有様である、犬養首相の話された所謂恐るべき事態、醜惡なる現代日本の現状も要するに原因は茲に存する。之が爲め人格者は引込

み其の反對に香しからざる人物が出はびこると言ふことになるのである。斯る選舉界最近の情勢は貨幣流通の原則たる所謂ゲレンツシャムの法則其の儘であり良貨は次第に惡貨に驅逐される。明治天皇の御召に依り制定されたる憲法の條章並に五ヶ條の御誓文第一條の萬機公論に決すべしとする自治制度の御主旨にも相背反することになるのである。制度は死物である其の之を活用する人物如何に依り議會も地方自治も共に其の結果の善惡が決定さる。選舉に金を使ふと言ふことは今一つ重大なる弊害を醸す。即ち選舉費用、補填の爲め利權を漁り肩書を利書して不正の儲け口を求むる結果を招來する、最近各府縣共疑獄事件の頻發は此の間の事情を雄辯に物語り裏書するものである。大阪府會關係者の疑獄、和歌山市會の解散等何れも然り、東京、横濱其の他東海道五十三次各市會の狀況亦然りだ、之は要するに選舉腐敗の結果だ。日本人は道德的に破産した、國運は隆昌を來してゐるが公務に携る者の腐敗は極度に達してゐる。

齋藤内閣成立と同時に農山村の所謂土木匡救事業が起されたが公務員中には此の意義深き匡救費さへ頭をはねる、と言ふ忌はしい村會疑獄すら發生せしめた。日本の諸惡諸相の原因は選舉の墮落でなくて何であらう。政黨は選舉になれば勝つべくあせる、公認料其の他で六、七百萬圓の金は必要たらふが大資本家、銀行家から此の金を集めること

が國民に變な感情を抱かしめ明朗なるべき政治を暗黒化してしまふ。

吾々は此の禍根を一掃する爲め、即ち選舉の肅正を期する爲め昭和二年選舉肅正同盟なるものを組織し現に三萬位の會員を持つてゐる。何人の請託をも容れず自己の良心の命するまゝに投票を爲し得る人、又自分の投票した候補者に對し自己一人分の法定費用を負擔することの出来る人、を會員として眞劍に實行運動を繼續してゐる。

現下日本を救ふの道それは只、選舉肅正あるのみである。躍進日本として選舉肅正の出来無い筈は無い、五、一五事件の犬養首相にせよ、團、男爵、井上準之助にせよ、それが只、政黨の首領、三井財閥の總帥であると言ふ丈で斃された。要するに政治の裏に黒い影を持つと言ふ結果が斯く現れたものである。選舉肅正は合法的に日本再建の唯一無二の方途である。自分は此の意味に於て肅正運動は一つの大きな愛國運動なりと思つてゐる。最近擡頭しつゝある所謂獨裁政治の思想を考へ、伊太利ムツソリニ一政治下に何の自由が認められ、ナチス獨逸に何の自由があるかを考ふる時斯る思想の如何なるものかに戦慄を感ぜざる者があらふか。

如上の意味に於て本肅正運動の眞意義の如何なるものかを考察し之に向つて全幅の努力を傾倒されんことを切望して止まない。

以上

昭和十一年一月二十二日印刷  
昭和十一年一月二十五日發行

發行兼編輯人	京都府中立賣警察署
印刷人	京都市下立賣小川東入 中西勝太郎
印刷所	京都市下立賣小川東入 中西印刷合名會社
發行所	京都府中立賣警察署

